

## 出生に関する生命倫理の諸問題

### 【概説】

近年発展しつつある人工生殖技術は、不妊治療を受けている夫婦や遺伝子的につながりのある子を望む同性カップルにとって朗報であるが、他方で様々な法的問題や生命倫理上の問題を引き起こしている。

#### ① 出生前診断

近年では、超音波診断、羊水診断、母体血清マーカーテスト等の精度向上により、出生前から性別をはじめ、内臓疾患やダウン症の有無までわかるようになってきている。昨今の少子化・晩婚化の中で、男女産み分けや健康な子どもを望む親の強い要望はあるが、他方で男女差別や障がい者差別を助長するのではないかと懸念もある。さらに最近では、妊婦からの採血だけで済む無侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)が開発され、胎児の遺伝子や染色体の解析によって、性別や先天性疾患までわかるようになってきている。だがそれは、才能や容姿まで遺伝子改良を加えた「デザイナーベビー」の産出に繋がるのではと、あるいは優秀な人間だけを創造しようとする優生学思想の再来ではないかと非難されることになろう。

#### ② 代理母出産

代理母・貸し腹は、子を望む夫婦の依頼で別の女性に妊娠から出産まで任せる人工生殖の一つであるが、人工授精や体外受精などでも解決できない不妊に悩む夫婦や遺伝的つながりをもつ子を望む同性カップルにとっては、血縁関係を(一部)断念してでも実子を得るための手段である。だがそれは、代理母の子宮を商品化し、多くは貧しい女性に出産を外部委託するものとして生命倫理上の問題をはらむ。また法的にも、現行の戸籍法上では代理母出産による子どもは依頼者夫婦の間の法的な実子(嫡出子)とは認められず、養子縁組を利用する他はない。さらに外国では、代理母が自分の出産した子供の引渡しを拒み、依頼者夫婦との間で子どもの親権をめぐる訴訟に発展した事例もある。

### 【参考】

霜田求『テキストブック 生命倫理』(法律文化社、2018)38-60頁

手嶋豊『医事法入門〔第5版〕』(有斐閣、2018)\*電子版あり

葛生栄二郎・河見誠・伊佐智子『新・いのちの法と倫理』(法律文化社、2009)

児玉聡「新型出生前診断の倫理的ジレンマと来たるべき社会」Yahoo!ニュース

久具宏司「【生殖医療】D-4. 代理懐胎と倫理」医の倫理の基礎知識 2018年版



### 【関連事項について調べてみよう】

1. 出生に関する生命倫理の問題には、他にも「人工妊娠中絶」「人工授精・体外受精」「凍結精子・卵子による死後生殖」などの問題がある。それぞれどのような賛否の議論があるか調べてみよう。
2. 最高裁(最二小決平19.3.23民集61巻2号619頁,判タ1239号120頁)は代理母に対して消極的な態度をとっている。この判決を題材にその是非について議論しよう。
3. 2020年に27年間凍結されていた受精卵から胎児が出産した事例が報告された(ニューズウィーク日本版)。将来的にはさらに保存期間が長い受精卵による出産の事例も予想される。そのような事例には生命倫理上の問題はないだろうか、あるとすればどのように法的に扱うとよいか考えてみよう。

